

平成 2 5 年 第 2 回定例会

( 7 月 9 日 )

# 一 般 質 問 資 料

( 一 問 一 答 2 回 目 以 降 )

自由民主党千葉市議会議員団  
向 後 保 雄

平成 2 5 年 第 2 回 定 例 会 ( 7 月 9 日 )

二 回 目 か ら 一 問 一 答

通 告 時 間 : 3 0 分

## 1 公会計制度について

### < 答弁 1 >

平成25年度当初予算には、システムの基本となるソフトウェアの購入費や構築・保守に係る経費、約800万円のほか、財務書類の作成にあたっての仕訳ルールや分析方法などを検討するための財務書類作成支援委託を、債務負担行為と合わせ約1,100万円計上しております。

このうち、ソフトウェアの購入とシステムの構築については、5月にプロポーザル方式による入札を実施し、7月4日に株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング株式会社と契約を締結したところであり、本年10月にシステムの稼働環境を整えるべく、作業を進めて参ります。

また、財務書類作成支援委託については、今月中に業者選定を行い、本年8月に契約の締結を予定しております。仕訳ルールや分析方法などの検討は、システムを活用した財務書類の試行的な作成・検証などにより、25、26年度の2か年かけて行うこととしており、本格的な財務書類の作成は、26年度決算を調製する27年度からを予定しています。

< 質問 2 >

ご答弁ありがとうございます。2回目からは一問一答でお願いします。まず、公会計制度についてです。

システム構築のスケジュールについては理解しました。しっかりとしたシステムにするためにも、ルールづくりや検証など丁寧に行っていただきたいと思います。

さて、ご答弁にもありました5月のプロポーザルについては、実施要領がホームページに公開されており、私もその内容を拝見しました。本市の財務執行データや固定資産台帳データと連携し、自動に仕訳けする機能や事業ごと・施設ごとの行政コスト比較などが可能となるような仕様とするよう要求されており、求めるべき機能は網羅されていると思いますが、仕様書に求められているシステムの環境について、細かい点をいくつか伺いたいと思います。

まず、公会計システムを、仮想化技術を活用した情報システム集約基盤「統合サーバー」上で動作するメリットはなんでしょうか？

< 答弁 2 >

統合サーバーを活用することにより、個別サーバーの調達が必要となるほか、機器の管理などに係る事務負担が軽減されるなど、コストの低減と事務の効率化が図られると考えております。

< 質問 3 >

ご答弁ありがとうございます。「統合サーバー」を活用するメリットは理解できました。

次に、公会計システムを行政情報ネットワークシステム集約基盤 CHAINS のクライアント端末から利用するメリットは何でしょうか？

< 答弁 3 >

CHAINS クライアント端末を利用することにより、専用の端末機の調達が必要となり、コストの削減が図れるなどのメリットがあると考えております。

< 質問 4 >

ご答弁ありがとうございます。コスト削減ということで、システムの環境については理解しました。

次に、このシステムの仕様の中で、当局が最も重視するポイントはどこでしょうか。

< 答弁 4 >

システム導入の目的である「財務書類の作成と事業ごとの詳細データの作成」を、正確性や効率性を確保しながら行うためには、その基礎となる会計処理データが蓄積される財務会計システムとの円滑な連携を図ることが重要であると考えております。

< 質問 5 >

ご答弁ありがとうございます。ただ今のご答弁にあります「財務会計システムとの連携」というポイントを踏まえて業者の選定を行ったと推察いたしますが、この点について改めて確認したいと思いますが、業者の選定理由についてお聞かせください。

< 答弁 5 >

今回、契約を締結した株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングの提案は、公会計支援システムとして最も多くの地方公共団体が活用しているソフトウェア「トリプル P (PPP)」を活用したものであります。このソフトウェアは、市販の表計算ソフトを仲介としたデータの互換性が確保されているなど汎用性が高く、財務会計システムとの連携が円滑に図れるものと判断したところです。

また、同社は、「トリプル P」の開発にも携わるとともに、多くの団体で、それぞれの作業実務にあったシステムの導入を行った実績があることから、契約業者として適格であると判断いたしました。

## < 質問 6 >

ご答弁ありがとうございます。業者選定理由については理解できました。

それでは、日常の財務処理業務と連携し、そのデータをもとに自動で財務書類の作成や事業別の分析ができるということは、正確性の確保や職員の負担軽減など効率性の確保などの点から非常に有用であると私も考えます。更に、私としては、事業別のみならず、施設別に分析ができる施設別行政コスト計算書の作成が、目指すべき姿と考えますが、この点を踏まえて、実際の開発にあたっての課題と取組みについてお聞かせください。

## < 答弁 6 >

現行の財務会計システムは、経理処理を施設ごとではなく、事業単位で一括して処理しているものもことから、財務データを活用した施設別のコスト把握や分析は難しいと考えております。

今後、このような課題に対応するため、財務会計システムの再構築に合わせたデータ区分の見直しや、昨年度構築した資産データベースの活用なども含め、事務の正確性・効率性や費用対効果などを勘案し、どの手法が最も適しているのか、検討して参ります。

## < 質問 7 >

ご答弁ありがとうございます。概ね理解いたしました。施設別の分析については、資産経営の観点からも重要であります。人間と同じで、早期発見早期治療が重要であるように、こまめに修繕し、資産の長寿命化をめざす為には、維持管理コストの把握に加え、施設が長く使えるよう、計画的な保全を行うため、将来の保全コストを把握することも必要だと思います。ご答弁にもあった「資産データベース」は、資産情報を集約化したものと伺っておりますが、施設の保全に関する情報としては、「保全情報システム」があります。現状、両者はどのような連携を図り、どのように必要な保全コストなどを把握しているのか。また、計画的保全の実施に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

## < 答弁 7 >

資産データベースの整備にあたり、資産の所在地や面積などの基本情報のうち施設の規模、構造や建物性能などの情報について、保全情報システムから取り込んでおります。今後必要となる保全の内容や時期、金額につきましては、保全情報システムにおいて施設ご



とに把握しております。

また、計画的な保全の実施に向けて、施設の総合評価の結果、継続利用とされた施設を対象として、保全情報システムを所管する建築部と連携を図りながら、保全の優先度に基づく効率的な予算配分の仕組みを検討して参ります。

#### < 要望 >

ご答弁ありがとうございました。まずは、重ねがさね申し上げますが、採用団体が少なく、比較ができないことは仕方がないものの、資産債務改革をする上において、重要な条件である「基準モデル」により、本市が当初より公会計整備をされたことに敬意と感謝を申し上げます。

千葉市の財政健全化のため、資産データベースや保全情報システムなどのシステムとも、確実に連携が図れるよう、より良い公会計システムが構築されることを大いに期待しております。

しかし、システムを構築することが最終目標ではありません。構築したシステムをいかに活用してゆくかが重要であると思います。自治体の公会計については、本市が採用する基準モデルは採用団体が少なく比較評価が難しいなどの側面や、国の研究会でも検討が遅れているように、仕訳けルールの統一性がないなどの課

題もありますが、このことはいずれ多くの自治体が資産債務改革に優れた「基準モデル」を採用し解決されることと思います。

大事なことは、自治体が今後の財政運営を進める上で公会計改革は、非常に重要なものであるということです。当局におかれましては、自信を持って引き続き積極的に取り組まれるよう要望して終わります。

## 2 医療的ケアを必要とする在宅の障害児(者)について

< 答弁 1 >

医療的ケアを必要とする在宅の障害児(者)に関するアンケートについてお答えします。

今回のアンケートは、医療的ケアが必要と想定される重症心身障害児(者)の家族171人に対して行ったものですが、この内64人の方から回答をいただきました。

この結果から、介護を1日たりとも休むことができない状況が1年以上も続いている方が半数近くを占めるなど、介護者がなかなか休息をとれないでいる実態や、介護者の多くが現在及び将来の介護に不安を抱いている状況が明らかになりました。

また、痰の吸引や経管栄養を実施している方の8割がヘルパー等介護職による支援を希望しており、医療的ケアのサービス提供に高いニーズがあることが確認できました。

さらに、短期入所について、希望通りに利用できないなど、約4割の方が不足していると感じているほか、病院等を併設しない福祉型短期入所における痰の吸引等の実施に対する期待も大きいものとなっております。

## < 質問 2 >

次に、医療的ケアを必要とする在宅の障害児（者）についてですが、ご答弁によりますと、介護を1日たりとも休むことができない状況が1年以上も続いている方が半数近くを占めるなど、介護者が休息をとれていないでいる実態や、介護者の多くが現在及び将来の介護に不安を抱いていることが分かったということです。また、痰の吸引や経管栄養を実施している方の8割がヘルパー等の介護職による支援を希望しており、医療的ケアのサービス提供に高いニーズがあることが確認できたわけです。

ここで、明らかになったことの最も重要なことは、どこの自治体でも共通していることと考えますが、現在、障害者が地域生活する中で、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアをしているのは両親や親族であるということです。被介護者、介護者共に高齢化する中で、もし、介護者である親や親族に事故ある時にはだれが代わりをしてくれるのかという問題です。「障害者総合支援法」で定めているように、地域社会における障害者との共生の実現のためにもヘルパー等の医療職以外の方々が医療的ケアの担い手になることが求められているのではないのでしょうか。そこで伺いますが、このようなアンケート結果を踏まえて、千葉市としては今後どのように対応すべきと考えるか、市長の考えを伺いたいと思います。

## < 答弁 2 >

今回のアンケートを通して、重症心身障害児（者）で医療的ケアが必要な方の実態や、介護に当たっておられる方の置かれている大変な状況が明らかになりました。

ALSの方など難病患者を含めるとさらに多くの方が医療的ケアに関する支援を必要としているものと考えられます。

このため本市では、障害福祉サービス等を提供する法人や事業所に対し、今回の調査結果を周知し、研修の受講を促すとともに、痰の吸引等を行える介護職や事業所を増やすための支援策について検討して参ります。

## < 答弁 2 > 要望した市長答弁

千葉市のお住まいの重度障害者については、医療的ケアが必要な方も多く、その多くはご家族が担っていることが今回のアンケートで明らかになりました。しかしながら、それらを担う事業者が十分ではなく不足している状況であります。

これ対応するため千葉市では、社会福祉法人の活用を含め、介護職員などによる痰の吸引の制度を周知するための施策を講じ、これを担う事業者を増やしてゆきたいと考えます。

## < 要望 >

ご答弁ありがとうございます。障害者総合支援法の理念を実現するためにも、在宅の障害者の喀痰吸引等の医療的ケアは、医療施設で行う治療行為ではなく障害者の日常生活の一部であることを理解していただき、ヘルパー等の医療職以外の方々に担っていただくことが求められているわけです。喀痰吸引等の医療的ケアをヘルパーさんが実施できるような、具体的には、ヘルパーさんがやりたいと思っても研修費用を負担するのは事業者ですから、社会福祉法人や民間の福祉事業者が、実施しやすいような補助制度等の研修体制を構築していただき、民間の社会福祉関係者のお手本となるべき社会福祉法人が率先してその担い手となっただけでなく、市長自らが意気込みを示していただき、福祉事業者を導いていただくことを切に要望いたします。

何が言いたいかといいますと、一部の社会福祉法人や民間福祉事業者は、既にヘルパーさんによる痰の吸引等を実施していただいていると伺っておりますが、それだけでは全く足りない状況であることが分かったわけです。やはりヘルパーによる医療的ケアを普及してゆくためには、まずは、社会福祉法人がそのお手本になって民間福祉事業者を引っ張って行くくらいの意気込みを見せてほしいということです。なぜならば、税についていえば、社会福祉法人は、さまざまな税が公

益事業については非課税ですし、収益事業についても民間福祉事業者よりも定率となっており、税の優遇を受けているわけですから、セーフティーネットとして、いかなる人も福祉サービス提供の対象者から外すことなく、採算性を見込めないサービスにも積極的に取り組んでいくべきであると思います。このようなことから、在宅の障害者に対する医療的ケアは生活の一部ですから、その担い手は、医療従事者ではなく、社会福祉法人にそのリーダーとなっただけ民間社会福祉事業者のお手本となっただけのように、市長が千葉市はこうやっていくんだと市としての方針を打ち出していただき、ヘルパーによる医療的ケアの実施を実現していただくことを強く要望いたします。

### 3 花の都・ちばの今後と新宿公園プロムナードの風害対策について

#### < 要望 >

次に、花の都・ちばの今後についてですが、ご答弁によりますと、千葉市の特徴を活かした魅力を引き出し東京や首都圏の他都市とは違う価値観を提示することで、「そこそこ都会でそこそこ田舎」な特徴をもち、「選ばれる街」となる必要があるとのことですので、千葉県・愛媛県・静岡県は三大園芸産地という位置づけにあるわけですから、千葉市の特徴である温暖で四季折々の花が咲く街のイメージは一つの売り物になるはずです。ご答弁でも、「花の都・ちば」は「花のあふれるまちづくり」に取り組む本市の目指す街の姿を表すものとして用いて行きますとのことですから今後も大丈夫だと思いますが、「花の都・ちば」もいくつかの千葉市の都市イメージの一つであると考え、今後も「花のあふれるまちづくり」は是非とも継続して頂くことを強く要望いたします。

それから、千葉駅東口の駅前ロータリーの「花の都・ちば」のトピアリーは、しばらく全く花がない状態が続いています。市に予算がないというのであれば、花愛好家の方々にボランティアで飾って頂くとかした方がよいのではないのでしょうか。花と人のネットワークで検討してもらって下さい。今のまま状態ではかっこ



悪いので、「花の都・ちば」はずした方がいいと思います。

#### < 要望 >

最後に、新宿公園プロムナードの風害対策についてですが、ご答弁ありがとうございます。

粉じんについては、今後調査をして頂けるということですのでよろしくお願いします。

ところで、先日の7日の日曜日に中央稲毛公園緑地事務所の所長さん他職員の方々が新宿青年館において風害対策について、その対応策をプロジェクターを使って具体的に説明して頂きました。この問題は、公園前に15階建てのマンションが建設されてから顕著になってきたことで、このビル風の対応策について要望してきましたが、なかなか進まずに今日に至っており、被害を受けている近隣住民の方々にとっては、やっと解決に向けた明るい光が差してきたとの思いだと思います。とにかく、被害を受けている住民にとっては、生活に直結することですから一日も早く対処して頂きたいことと思います。一方、公園から少し離れた住民にとっては、今までの公園の利用が変わってくることに不安の意見も出ているのは事実です。近隣住民の方々は毎日の生活に支障をきたしていることですので、今後しっかりと議論をし、住民の合意を得て頂いて、対策方針が決まった折には、中央稲毛公園緑地事務所の

所長さんの話では、２年度に亘っての予算措置になると伺っておりますので、市長にも、しっかりと予算措置をして頂くことを強く要望して私の一般質問を終わります。